

お問い合わせ Q&A

7. 手続きについて



7-1) 申請方法はどのような方法がありますか？



電子申請、郵送又は持参によりお願いします。



7-2) 郵送の場合、どうすればよいですか？



必要書類を、岩国市省エネ対策促進事業事務局（〒740-0034 岩国市南岩国町一丁目20-30 ゆめタウン南岩国内）へ郵送してください。
何かご不明な点があれば、TEL 0827-29-5102にお問い合わせください。



7-3) 持参する場合、どうすればよいですか？



必要書類を、市役所4階環境政策課、各総合支所市民福祉課・支所へ御提出ください。
※窓口申請の受付開始は5月11日（月）8時30分から
何かご不明な点があれば、TEL 0827-29-5102にお問い合わせください。



7-4) 申請書はどこで手に入りますか？



市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所本庁4階環境政策課、各総合支所市民福祉課、各支所および各出張所に備えていますので、そちらで入手してください。



7-5) 販売店や事業者の方は、自分の代わりに申請してくれますか？



必要な書類の準備等を販売店にお願いすることは可能です。申請に係る御連絡や書類の通知送付先等は、申請者あてに行います。



7-6) 申請回数に制限がありますか？



申請回数に制限はありません。
ただし、1世帯当たりの補助の上限額は15万円です。